様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年　11月　14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃせいぶほーるでいんぐす  一般事業主の氏名又は名称　株式会社西武ホールディングス  　　　（ふりがな）にしやま　りゅういちろう  （法人の場合）代表者の氏名 西山　隆一郎  住所 　〒171-0022  東京都豊島区南池袋1丁目16番15号  法人番号　5013301022087  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 「西武グループ長期戦略 2035・中期経営計画（2024～2026 年度）」 2. 「統合報告書 2023」 | | 公表日 | 1. 2024年　5月　9日 2. 2023年　9月　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. P.4,7,14   <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9024/tdnet/2431340/00.pdf>   1. P.15,16   <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9024/ir_material_for_fiscal_ym18/142221/00.pdf> | | 記載内容抜粋 | 外部環境とリスク・機会の１つとして「技術革新の加速」、メガトレンドの１つとして「デジタル化」をあげ、社会課題・ニーズの変化の影響をふまえ、「西武グループ長期戦略2035」を公表。企業価値の更なる向上・持続的な成長の実現に向け、不動産業を核とした成長戦略をベースに、顧客価値を提供し、ありたい姿を実現することで、トータルステークホルダーサティスファクションを向上させていく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された内容に基づき公表。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 「西武グループ長期戦略 2035・中期経営計画（2024～2026 年度）」 2. 「統合報告書 2023」 3. 「デジタル経営実現に向け、西武グループ DX 人財育成計画を策定 グループ約 20,000 人の「デジタル活用人財」を牽引する 300 人超の「DX リーダー」を育成します」 4. 「統合報告書 2022」 | | 公表日 | * 1. 2024年　5月　 9日   2. 2023年　9月　29日   3. 2024年　3月　28日   4. 2022年 10月 3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. P.18,47,48   <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9024/tdnet/2431340/00.pdf>   1. P.23   <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9024/ir_material_for_fiscal_ym18/142221/00.pdf>   1. P.1,2   <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9024/tdnet/2415010/00.pdf>   1. P.11,12,29,30   <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9024/ir_material_for_fiscal_ym18/124300/00.pdf> | | 記載内容抜粋 | グループビジョン達成に向け、不動産事業を核とした成長戦略を公表。SEIBU PRINCE CLUBの会員に対してグループ共通IDによる利便性と独自の新しい価値・体験の提供を行うことで会員数の拡大させ、売上向上を目指している。デジタル経営では守りのDXと攻めのDXを継続し、DXの体制強化のためにDX人財育成に取り組んでいる。  また、各社顧客をグループ間で相互送客を行うことを目的に、グループ横断施策として、グループデータを集約・結合・分析・共有する西武グループマーケティング基盤を導入している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された内容に基づき公表。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 資料③　P.1,2  資料④P.11,12,29,30 | | 記載内容抜粋 | 2022年4月から「DX・マーケティング戦略部」を立ち上げ、司令塔役としてDX戦略をスピード感を持って展開。  デジタル経営をより強力に推進するため、西武グループ人材戦略を策定し、育成を実施。DX人財を4分類し段階的に教育・育成を実施し、それぞれに定める到達目標を2026年度までに達成することを目指す。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 資料③　P.4 | | 記載内容抜粋 | 戦略推進のために西武グループマーケティング基盤の構築、SEIBU Smile IDの運用開始、SEIBU PRINCE CLUB Web サイトリニューアル、現場社員へのデジタルデバイスの配付といったITシステム・デジタル技術活用環境の整備を進めている。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 「西武グループ長期戦略 2035・中期経営計画（2024～2026 年度）」 2. 「デジタル経営実現に向け、西武グループDX人財育成計画を策定 グループ約20,000人の「デジタル活用人財」を牽引する300人超の「DX リーダー」を育成します」 | | 公表日 | 1. 2024年　5月　 9日 2. 2024年　3月　28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. P.16   <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9024/tdnet/2431340/00.pdf>   1. P.1,2   <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9024/tdnet/2415010/00.pdf> | | 記載内容抜粋 | 1. グループ共通ID（SEIBU Smile ID）やSEIBU PRINCE CLUBを中心としたグループ顧客基盤を通じて実施するグループ横断施策と、西武グループマーケティング基盤を用いて、潜在客含むお客さまに日常・非日常の特別体験を提供しグループのロイヤルカスタマーを醸成することで、2026年度末までにSEIBU PRINCE CLUB会員数260万人を目指す。 2. 到達目標は以下の通り。「デジタル活用人財」は、研修プログラムの参加率20%超。 「DX 企画人財」は、研修の受講率95%超。「DX リーダー」はDX企画人財の 16%(300 名)超の認定。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年　10月　3日 | | 発信方法 | 「統合報告書 2022」(P.11,12)  <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9024/ir_material_for_fiscal_ym18/124300/00.pdf> | | 発信内容 | 当時の代表取締役社長（現：代表取締役会長 会長執行役員兼ＣＥＯ）の後藤より以下の内容を発信。  ・DX・マーケティング戦略部を立ち上げDX戦略をスピード感を持って展開。  ・グループマーケティング基盤を活用し会員組織SEIBU PRINCE CLUBを中心に顧客データの連携を実施。  ・シェアード・サービス会社を設立し、管理支援業務を集約・標準化して業務効率化と生産性向上を追求。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 8月頃　～　　2024年 9月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、添付資料として提出。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2016年　4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ経営ガイドラインに基づき、強固な物理的対策を講じるとともに、従業員の情報セキュリティ対策意識を高め、企業・顧客情報の保護を図っている。また監査・内部統制部による、ITに係る内部監査・内部統制評価を受けている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。